

社会福祉法人いわき福祉会 役員報酬及び費用弁償に関する規定

(平成9年5月9日 規定第8号)

(趣 旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人いわき福祉会役員報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(報 酬)

第2条 常勤の役員報酬額については、理事会の承認を得て理事長が決定する。
報酬額は次のとおりとする。

理事長	年額 10,200,000 円 (月額 850,000 円)
常務理事	年額 7,000,800 円 (月額 583,400 円)

(支給方法)

第3条 役員報酬は、その月分を職員給与の支給日に支給する。

(費用弁償)

第4条 役員(理事、監事)及び評議員が理事会又は評議員等に出席した場合は、1回あたり20,000円を上限とし費用弁償として支給する。

(改正)

第5条 この規定の改正は、理事会及び評議員会の議決を得てから改正する。

付 則

この規定は、平成9年5月9日から実施する。

付 則

この規定は、平成17年12月1日から実施する。

付 則

この規定は、平成18年6月1日から実施する。

付 則

この規定は、平成19年6月1日から実施する。

付 則

この規定は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

この規定は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この規定は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この規定は、平成27年3月1日から実施する。

付 則

この規定は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この規定は、平成27年6月1日から実施する。

付 則

この規定は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この規定は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この規定は、令和2年9月1日から実施する。